

会 則

深谷アマチュア無線クラブ (F A R C)

深谷アマチュア無線クラブ会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は深谷アマチュア無線クラブと称し、F A R Cと略称する。
その事務局を代表宅に置く。

(編 成)

第2条 本会の会員は深谷市及び近隣に在住（在勤、在学）等の会員を持って編成される。

(目 的)

第3条 本会においては、会員相互の友好を増進し、アマチュア無線の健全な発展を誇る事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1、事業の種類

本会が掌握する事業

2、事業の内容

(1) アマチュア無線に関する調査及び研究

(2) アマチュア無線に関する集会・講習会・競技会等の開催及び知識の普及
・広報活動

3、事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会 員)

第5条 本会の会員は後に掲げる会費を納入したもので、第3条の目的を良く理解できる者でなければならない。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

1、会 長 1 名

代 表 1 名(深谷市在住の者とする)

庶 務 若干名

会 計 若干名

監 事 若干名

2、会長は会務を総括する。ならびに担当を任命することが出来る。

3、代表は、おもにクラブ外部との交渉等を行う。

4、庶務は、本会の庶務的事務を担当する。

5、会計は、本会の会計事務を担当する。

6、監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、総会出席者の互選による。

(任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。但し、任期満了であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。なお、再任を妨げない。

役員に欠員が生じた場合、役員会において選出する。任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問及び相談役は、役員会に諮り会長が委属する。

(会議)

第10条 本会の総会（年1回開催）及び役員会は会長が招集し、その議長を指名する。
もしくは会員の2／3以上が必要と認めた場合、臨時に総会を開催することが出来る。 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(会議の付議事項)

第11条 本会の総会及び役員会の付議事項は、次のとおりとする。

- 1、事業年度計画に関すること。
- 2、予算及び決算に関すること。
- 3、会則に関すること。
- 4、その他本会の重要案件に関すること。

(会費)

第12条 本会の会費は、次に掲げる会費を納入しなければならない。
会費は年間1,000円とする。但し、会費はその年度中有効とし
2年以上の会費未納者は脱会とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
但し、事業ごとに必要とされる費用は別に徴収することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、第4条の3の事業年度と同じとする。

(決算)

第15条 会計は、年度終了後ただちに決算書を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

付 則 (補 則)

昭和51年6月1日より施行する。

昭和60年4月21日より施行する。

平成27年5月24日より施行する。